

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S2021082・S2021085・SK2021219

③施設の情報

名称：新天地育児院	種別：児童養護施設	
代表者氏名：梅里拓志	定員（利用人数）：暫定 30(20)名	
所在地：岡山市中区門田本町四丁目 2-30		
TEL：086-272-1353	ホームページ： https://www.shintenchi-ikujiin.com	
【施設の概要】		
開設年月日：1950年1月12日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人新天地育児院		
職員数	常勤職員：22名	非常勤職員：8名
有資格 職員数	保育士：6名	栄養士：1名
	看護師：1名	調理師：3名
	介護福祉士：1名	
	臨床心理士：1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	<本館棟> *すみれホーム(1人部屋3室、2人部屋1室) *ローズホーム(1人部屋1室、2人部屋4室) *ひかりホーム(2人部屋2室) *どんぐりホーム(1人部屋1室、2人部屋2室) <地域ホーム(杉山ホーム)> 2人部屋3室	<各ホーム> リビング、ダイニングもしくはホール、詰所、トイレ、ユニットバス <地域ホーム(杉山ホーム)> リビング、ダイニング、宿直室、台所、トイレ、ユニットバス、シャワールーム <その他> 事務室、院内保育室、心理・相談室

④理念・基本方針

<理念>

相手の立場に立って考え行動する。

＜基本方針（養育の基本方針）＞

- ・入所してきた子どもたちが安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育む。
- ・子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざす。

＜養育目標＞

- ・安全かつ健康的な環境づくりに留意し、子どもたちの自立支援を行う。
- ・暖かい家庭的な雰囲気の中で、子どもたちの自立支援を行う。
- ・よりよい自立支援環境を整え、子どもたちの自立支援を行う。

⑤施設の特徴的な取組

長屋式小舎制のもと「大きな家族」が感じられる支援方法を取り、各小舎は独自の文化、独自のルールのもと自立支援が行われています。「児童福祉の父」と呼ばれる石井十次氏ゆかりの児童養護施設として、独自のアイデンティティで子どものための養育が行われています。受審施設周辺は自然豊かで、体育館、催し物や来客対応、子どもがくつろげる空間として「トゥッティ」が整備され、受審施設独自の文化や価値の上に子どもの生活環境が整備されています。また、小児神経科医と毎月カンファレンスを行ない、助言やスーパービジョンを受け、子どもや職員のメンタルヘルスに対するケアがなされています。加えて、こども家庭支援センター「(子育て相談室) そらいろのたね」を併設し、地域の母親の子育てに関する相談窓口となっています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	2023年10月1日（契約日）～ 2024年3月11日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	2019年度・令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

利用する子どもへの家庭的・社会的背景を鑑み、養育支援を芸術・文化的側面から進めており、その姿勢は一貫しています。具体的には他の施設には例のない蔵書が豊富な図書室や体育館、地域交流スペースである「トゥッティ」、ゆとりのある心理・相談室、家庭相談拠点であるこども家庭支援センター「(子育て相談室) そらいろのたね、は特筆すべきことです。受審施設の事情により、今後方針や具体的取組に修正がかけられるとのことですが、今までのことを信じこれらを活かした今後の成果を見守りたいと考えます。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)を配置し、心理・相談室を設け、子どもたちの心のケアに積極的に関わっています。また、職員からは養育支援に関連する資格の取得を希望する声も聞かれ、養育支援に意欲が見られます。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

地域交流スペース「トゥッティ」は地域の交流との場として活用され、かつ日々の生活の中では子どもが本音で話せる場として活用されていて、子どもの日々の生活のことや、学校生活の中でのことを聞き取ることができています。一方、子どもへの支援は理念、基本方針、養育目標を掲げ、「子どもの暮らしを丁寧に」から「子どもの生活を豊かに」ができるように対応されています。

A 内容評価基準

受審施設の空き部屋を退所者(成人)の下宿部屋として活用し、大学へ通学させるなど、措置の延長や手厚い支援が行なわれています。また、「習いごと里親」制度を受審施設が発案し、子どもの習いごとを支援してくれる里親を募り、「ひとり一芸、一趣味、一特技」のスローガンのもとで子どもに習いごとをサポートし、自信や意欲、人生の糧につなげています。

◇改善を求められる点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

各種会議・委員会の位置づけを整理されどのような条件の職員がどの会議に参加されるのか規程を整理し、職員に明示されることをしてはいかがでしょうか。受審施設をはじめ社会的養護をとりまく環境は厳しい中で、職員一人ひとりが子どものために思い養育支援を行っていることは、小学校4年生以上の利用児調査で確認されています。職員の業務が少しでも効率的に、努力が報われるよう組織の早急な整理を望みます。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

この度施設長の代理を立てないといけない事案が発生した際、その代理者を明確にしていなかったことにより理事から指名を受け代理者を立てた事案がありました。今後緊急性を要する事案が発生した場合を想定し、関連規程の再検討をお願いします。また、「目標管理制度」はシステム化されていません。今後は、期待する職員像の周知を図った上で、期初の目標設定と中間面接、期末面接における目標の達成度に関する評価が行えるよう整備が求められます。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

受審施設独自の養育・支援の標準的実施マニュアル、入所時受け入れ書類、ボランティア受け入れ・職場体験・実習マニュアル、感染症対応マニュアル、プライバシーマニュアル、事業継続計画(BCP)は早期に整備されることが望まれます。また各マニュアルについては毎年度の定期的な見直しが必要とされます。また、リスクマネジメント委員

会の設置がされていませんでしたので早急に設置されることを望みます。そして、子どもへの満足度を把握されるために満足度のアンケートを毎年1回が必要と考えます。加えて、職員の情報共有する際に全職員が閲覧されたかどうかを確認するために署名もしくは捺印を必要とされてはいかがでしょうか。

A 内容評価基準

権利擁護についての規程やマニュアルが整備されていません。権利侵害を発生させない組織づくりや対応方法の周知・徹底を図るために整備されることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、評価ありがとうございました。日頃目が届いていないところへのご指摘もあり、今後の参考になりました。子どもたちの生活を守りながら、さらに質の向上を目指したいと思いますので3年後の受審をご期待下さい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念である「相手の立場に立って考え行動する」は、内容が検討され2024(令和6)年7月の理事会で新しい理念*が承認される予定となっています。新しい理念のもとには養育の基本方針と養育目標が掲げられ、これらの内容は「ひとこと委員会」で職員同士が検討し形作られたものであり、後述する岡山県「社会的養育推進計画」*の内容とも一致しました。現在の理念は事務室に掲げられているとともに事業計画にも明示され、職員も理解していました。今後は、新しい理念が広く職員の支援の方向性を示すとともに、浸透されることを期待しております。</p> <p>*新しい理念は、「新天地育児院は敬虔なクリスチャンであり岡山孤児院長石井十次を敬愛した池田愛先生により設立された。その設立の精神を持って運営理念とする。」の予定である。</p> <p>*「ひとこと委員会」とは、今後受審施設を支えていく職員が委員として選定され、運営方針やあり方について検討する組織です。</p> <p>*岡山県(2020)「社会的養育推進計画」(https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/659093_5730860_misc.pdf)</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設をとりまく社会環境や子どもの生活環境については理解されており、今何が求められているのか施設長ならびに幹部職員からヒアリングで確認できました。また、それら内容は、評価項目④～⑥で述べる中・長期計画や事業計画に具体的に明示</p>		

されています。		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>利用する子どもへの家庭的・社会的背景を鑑み、養育支援を芸術・文化的側面から進めており、その姿勢は一貫しています。具体的には他の施設には例のない蔵書が豊富な図書室や体育館、地域交流スペースである「トゥッティ」、ゆとりのある心理・相談室、こども家庭支援センター「(子育て相談室) そらいろのたね、は特筆すべきことです。受審施設の事情により、今後方針や具体的な取組に修正がかけられるとのことですが、今までのことを信じこれらを活かした今後の成果を見守りたいと考えます。</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ ④ ・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、2019(令和元)年4月より10年間の中・長期計画「新天地育児院 機能強化推進計画(10年)」が策定されています。その内容は、建物の修繕(トゥッティ)、外来相談の実施、こども家庭支援センター「(子育て相談室) そらいろのたねの新規設置など6項目に及び、具体的な日程も示されています。但し、中間見直しは不十分とのことで、今後の見直し・検討と職員への周知が望まれます。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	⑤ ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価項目④で述べた中・長期計画「新天地育児院 機能強化推進計画(10年)」をもとに、事業計画が策定されています。その内容は、法人本部の計画から始まり、受審施設の理念、養育の基本方針、具体的自立支援として養育目標と重点施策が設定されています。加えて、行事計画や地域交流計画、職員組織及び職務分担や研修計画なども具体的に明示されています。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ ⑥ ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画に掲げられた内容については、職員会議において「グループ編成」、「コミュニティケア」、「行事計画」、「地域交流計画」などについて都度共有がされています。また、事業計画に関する中間的な検討については、「ひとこと委員会」でなされているとのことですが、評価項目⑧で述べるように、上記委員会も含め各委員会で検討内容が散在しており、統一した評価・見直しには至っていないようです。また、事業計</p>		

画は職員へ配布、事務室で閲覧できるよう配慮されているとのことですが、職員へのヒアリングでは周知は不十分と認識しました。評価・見直しの組織化とともに周知についても検討されることを望みます。		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>事業計画については、子どもへは各ホームの職員が事業計画の部分的なものを口頭で説明され、必要であれば保護者にも説明されているようです。但し、事業計画全体の説明機会はないようです。子どもや保護者に対し分かりやすいものを作成されるとともに、説明の機会を設けられてはいかがでしょうか。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>自己評価は毎年度実施されています。一方、養育・支援の向上に向けた取組について「職員組織及び職務分担」や「業務分担表」をもとに実施されていますが、会議・委員会組織に関する規程はありませんでした。加えて、職員会議や管理者会議を筆頭とする各種会議・委員会の位置づけが曖昧で、組織的に行われているとは言いがたい状況でした。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>評価項目 8 で述べたように、各種会議・委員会の位置づけを整理されどのような条件の職員がどの会議に参加されるのか規程を整理し、職員に明示されることをしてはいかがでしょうか。受審施設をはじめ社会的養護をとりまく環境は厳しい中で、職員一人ひとりが子どものためを思い養育支援を行っていることは、小学校4年生以上の利用児調査*で確認されています。職員の業務が少しでも効率的に、努力が報われるよう組織の早急な整理を望みます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c

<p><コメント></p> <p>受審施設では、「管理者の心得～対応が困難な場合に～」として、10項目の心得を2022(令和4)年11月の職員会議で明示、承認されています。また、受審施設の歴史や価値、考え方を大切にし、その支援方針には一貫性があります。但し、この度施設長の代理を立てないといけない事案が発生した際、その代理者を明確にしていなかったことにより理事から指名を受け代理者を立てた事案がありました。今後緊急性を要する事案が発生した場合を想定し、関連規程の再検討をお願いします。</p>		
11	<p>Ⅱ－1－（1）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、自己研鑽にも積極的であり、施設長の資格認定に関する研修はもちろんのこと、施設長を対象とした研修には過去4回、ファミリーソーシャルワークに関する研修にも参加し、法令遵守や社会的養護に関する知識にも長けています。</p> <p>Ⅱ－1－（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ－1－（2）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現施設長が就任され、約9年となります。その間、芸術・文化を中心に「独自性」、「開拓性」、「先進性」を念頭に今の受審施設を作り上げたと同っています。評価項目3で述べた他の施設にない取組は、施設長のリーダーシップが要因の1つと考えられます。但し、評価項目13で述べるように、受審施設としての新たなステップの過程については、道半ばとなっています。</p>		
13	<p>Ⅱ－1－（2）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、評価項目10で述べたように、受審施設の歴史や価値を鑑み、職員会議を始めあらゆる場面で養育支援に関する考え方について発信されています。評価項目1で述べた新しい理念の作成は、その一環と考えられます。但し、事情により2024(令和6)年度に受審施設の方向性が変更される予定です。前述の「ひとこと委員会」をはじめとした組織を活用し、新たな新天地育児院として進まれることを期待しています。</p>		

Ⅱ－2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ－2－（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ－2－（1）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)を配置し、心理・相談室を設け、子どもたちの心のケアに積極的に関わっています。また、職員からは養育支援に関連する資格</p>		

<p>の取得を希望する声も聞かれ、養育支援に意欲が見られます。元々、石井十次氏や池田愛氏と関連の深い受審施設のため、月に1~2人の求人に対する問い合わせはあるようですが、人材不足を解決するまでには至っていません。今後は、評価項目「21」で述べるように、元々存在する受審施設としての歴史的価値をホームページや「新天地だより」を活用するなどして、積極的に社会へ配信する試みが必要であると考えます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>昇格基準や初任給格付け基準、前歴の現職への反映基準については、「給与・退職金規程」別表に示されているものの、人事考課については設けられていません。今後は、前述の自己評価の結果や後述する「目標管理制度」の結果を踏まえた一体的な人事考課の創設を検討されてはいかがでしょうか。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年次有給休暇の取得状況は、過去3年で取得日数は約8日前後となっており、2023年の全国平均(厚生労働省の調査*)よりも低い値となっています。一方、育児休業については2名の実績があり、仕事復帰については配慮がなされています。職員の働き方に対しては、施設長の裁量として「働き方手当」が支給されています。なお、メンタルヘルスに対応する取組については、所属の心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)が個別に対応している状況であり、受審施設として相談支援を行うといった体制ではないようです。</p> <p>*厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」(https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/23/dl/gaikyou.pdf)によると、労働者1人取得日数は10.9日、等労働者1人平均取得率62.1となっている。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像は、評価項目「10」で指摘した「管理者の心得~対応が困難な場合に~」によって明示されていますが、周知はこれからとなります。また、「目標管理制度」はシステム化されていません。今後は、期待する職員像の周知を図った上で、期初の目標設定と中間面接、期末面接における目標の達成度に関する評価が行えるよう整備が求められます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設外研修は、院長と基幹的職員で派遣職員が決定されるものの、キャリアパスの</p>		

<p>設定はありません。研修計画は事業計画により周知され、研修内容は職員会議で発表する機会が設けられています。一方、施設内研修はケースカンファレンスが中心で、開催種別・開催回数とも少ない状況です。コロナ禍であったとはいえ、受審施設にとって必要な学びは何か、今一度検討し教育・研修の機会が今以上に与えられることを希望します。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員自ら希望する研修を申告した場合、受審施設として配慮し研修派遣を認めています。また、資格取得の促しとして取得者には賞与への配慮も行っています。新人職員は、原則、新任職員研修資料「新天地育児院を紹介します」*を利用し研修を行っていますが、今年度は事情により新任職員対象の施設外研修に多く参加するよう配慮し、新任向け研修の代替としました。</p> <p>* 新任職員研修資料には、「仕事の環境」として歴史的ルーツや思想的背景、施設外の環境やネットワークに関すること、「仕事の内容」として自立支援計画や専門職の役割、事業計画や予算に関する事などが盛り込まれています。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れ実績は2022年度には保育実習2名、公認心理師実習2名、里親実習3名の計7名、2021年度は保育実習4名の計4名を受け入れています。実習受け入れマニュアルはあるものの今後内容の検討が必要とのことでした。引き続き、多種多様な実習生の受入を期待します。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>ホームページは、他の社会的養護施設にはない閲覧者の興味をそそる内容となっており、斬新なデザインです。ところが、更新がコロナ禍前から止まっており、更新がなされていないページが複数見られます。一方、受審施設玄関に、苦情窓口や第三者委員の掲示がされるとともに、「苦情解決に関する要綱」も策定されています。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>年1回の監事による監査はもちろんのこと、公認会計士による年4回の会計監査も</p>		

行われています。また、社会保険労務士とは契約を結び、規程等のチェックをお願いしています。司法書士については、都度業務委託をしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>10年間の事業活動の中で「子どもの暮らしを丁寧に」から「子どもの生活を豊かに」の基本を踏まえながら事業を行っています。現在、希望者への施設見学や地域交流スペースの開放を行っています。また、事業計画書の中に地域交流計画についての方針が記載されています。</p> <p>具体的には保育園、小学校行事にも積極的に参加し、子どもと地域との交流を広げるためにクラブ活動や地域行事、交通安全教室への参加、門田町内会の行事として掃除やお祭りへの参加やラジオ体操に参加、施設が開催する行事への住民への参加を促すように努力されています。また、受審施設の地域交流スペース「トゥッティ」を解放し、外来のお客様の受け入れ、催しものを開催する場所として利用されています。加えて、外出、外泊イベントにも積極的に参加しており、県外旅行、YMCA 野外活動友の会、LINKS などの活動の参加や社会科見学の対応もされています(株式会社トータルデザインセンター、岡山北ライオンズクラブ)。一方、習い事里親を募集し、ピアノ、ドラム、習字、工作、体操、塾、家庭教師、野外活動などの習い事に参加されています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>里親認定前オリエンテーションを里親支援専門相談員が対応されており、実習対応マニュアルの作成はされています。それに対して、ボランティア担当職員は経験豊富な職員が担当をし、電話でボランティアの受付をし、実習時には口頭で注意事項を都度説明していますが、ボランティアマニュアルが作成されていません。ボランティア活動の適切な実施と伝達を行うためにはボランティアマニュアルもしくはボランティアのしおりなどを作成したうえで、読み合わせることを期待します。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所や福祉事務所、嘱託医、病院、保健所などと適宜連絡を取り合い、情報共有を図っています。しかし、児童相談所の年度担当者のリストはありますが、各関係機関をリスト化されたものは作成されていませんでした。また、学校との連携、地域との連携については、評価項目 23 に述べられている通り適切に行われています。</p>		

<p>特に入所中の子どもが通う幼稚園、保育園、小学校、高校の学校行事に積極的に参加をすることで、子どもの変化の兆候を早めに知り対応を適切に行うことができています。</p>		
<p>Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域活動や学校などの機会を通して、日常的な交流の中で地域福祉ニーズを把握する取り組みを行っています。例えば、歴史的建造物である「石井十次記念館 十次館」の見学は積極的に行われていますし、里親支援の一貫として地域交流スペース「トゥッティ」を里親の会の拠点として利用し、児童養護施設の紹介の場として活用されています。また、心理担当職員（臨床心理士・公認心理師）は岡山市の心理部会に所属しており、児童養護施設以外の臨床心理士の勉強会の場として利用されています。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>相談室「そろいろのたね」は、地域に対して子育て相談の場を提供しており、月1回程度、家庭支援専門員による保護者の子育ての相談、子供に対してはプレイセラピーを行っています。また、地域の外に出ていき里親の会の婦人会の場で受審施設の説明を行い受審施設への理解を深める活動をしています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した養育・支援の実施に関する倫理綱領は策定しており、新任職員の入職時のオリエンテーション時と毎年度に職員会議の中で1回は倫理綱領の読み合わせの機会を設けています。また、人権チェックリスト、サービス自主評価を実施しており、集計した結果を職員全員で共有されています。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護方針は作成されていますが、具体的なことを示したマニュアルの作成はされていませんでしたので作成が望まれます。また、入所する子どもに対して入所</p>		

当日に説明、その都度の場面の時にプライバシーについて随時説明しています。一方、保護者にて対しては、個人情報の保護に関する方針を示したうえで説明をされています。子どもへのその都度の対応は継続しつつ子どもの年齢や特性に合わせて図示、文章、音声などで伝える工夫をされることも合わせて行われることを期待します。

現場でのプライバシー保護の配慮の具体例としては、居室のプライバシーについては基本的に個室対応で夕食以降は基本的に他の子どもとの行き来はしない、職員は外出した際など受審施設に関係のない人がいる状況で子どもの個人的な話をしない、メディアなどに顔がわかる写真や氏名が出る際などは、個人個人の同意の有無を確認すること、学校などへの提出書類を持たせる際には、欠席者がいたとしてもそれを他の子どもに預けたりしない、等の対応が挙げられます。

Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30

Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a・b・c

<コメント>

養育・支援・利用に関する情報はホームページ、広報誌から知ることができます。また、パンフレットを児童相談所や関係機関に配布しています。今後入所を予定される子どもは事前に受審施設を見学することが多く、実際の施設を説明しながら子どもと保護者からの質問に答えられています。入所時には、「こどもの権利ノート」は児童相談所から渡されているので、必要な情報を個別に伝えています。

31

Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

a・b・c

<コメント>

受審施設は、現在入所前に子どもと保護者が見学をしてから入所していて、見学時にパンフレットを提示したうえで理念、養育の基本方針、施設の生活について口頭で説明するとともに子どもと保護者からの質問について都度回答しています。年齢差や意思決定の困難な子ども、保護者への配慮が必要と考えられますので、受審施設の概要や生活の例などを写真、図、絵などで分かるような資料を作成することが望まれます。

32

Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a・b・c

<コメント>

他施設への措置変更時には、記録や自立支援計画票などを変更先施設へ情報提供しています。また、他施設から受審施設への措置変更時には、前施設の職員から生活の様子を聴き取り、新たな自立支援計画などを検討していきます。一方、受審施設を退所時の引継ぎ時には受取証、貴重品、退所記入票を職員が手渡し、その時の様子を記録していますし、退所後に盆や正月に立ち寄れることを子どもに伝えています。また、コミュニティケアとして定期的な家庭訪問、電話などでの子どもへの連絡、かかりつけ医・精神科医の受診同行などの様々な対応したうえで、コミュニティケア実施報告書を作成するとともに院内報告書を作成しています。

Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもがおとなに意見を言いやすい環境づくりとして、意見箱の設置、苦情解決制度(第三者委員を含む)の周知などを行っています。しかし、子どもに対してのアンケート調査は実施されていませんでしたので年1回は子どもへのアンケートを実施されてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決規程を定め、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置しています。また、苦情解決委員会を組織、開催して第三者委員から意見を得ています。制度の周知は、玄関に苦情解決の仕組みや申し出先を書いた掲示物を貼り、誰もが確認できるようにしています。しかし、苦情解決委員会の開催がされていませんでしたので日時を決め開催されてはいかがでしょうか。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>子どもが意見や相談を述べやすい環境づくりは入所時や場面ごとで説明されており、相談室や地域交流スペース「トゥッティ」などでいつでも相談をすることができるよう配慮がされています。地域交流スペース「トゥッティ」に登園登校前、帰園下校時に寄ることでその日の子ども一人ひとりの体調に異変がないかを確認しつつ、異変があれば声かけを行います。また、常に職員側の一方的な考えを押し付けるのではなく子ども一人ひとりの気持ちに焦点を当て受容、共感をこころがけており、子どもの方から職員に対して相談をしたいと言われていきます。正式に相談面接の場を設けているということはないですが、日々の会話の中で子どもたちの要望や気持ちを聞くようにしています。具体的には何を食べたいか、どのような服を着たいか、休みに何をしたいか、どこに行きたいかなど、子どもたちの気持ちを確認するようにしています。そして、子どもが何か話したい時、悩んでいる時など、十分に時間を取って丁寧に話を聞くようにしています。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>鍵のついた意見箱があり、子どもの意見を聞くことができます。意見箱に投書された意見について、その重要度に応じて本人へ回答、掲示での対応をしています。意見箱の内容は本人が欲しいもの、行きたい場所、苦情などが上げられています。投書された意見については全職員が朝礼、職員会議などで共有されています。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		

37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント委員会という名称での組織図、職務分掌はされていませんが、不適切対応委員会、衛生と医療に関する組織図と役割について設置をされています。また、子どもの事故などの緊急時連絡手順書も作成していますのでリスクマネジメント委員会として統合されることが望まれます。加えて、リスクマネジメントマニュアルも作成されていませんので事故・怪我・災害・強引な引き取り・感染症・各種緊急対応・虐待・医療・事業継続・受審施設内の備品チェックリストについて一元的に作成されることが望まれます。一方、事故報告書・ヒヤリハット報告書については子どものケースファイルに集約されており、情報共有については毎日の朝礼で報告があり、各ホームでの共有が必要であれば職員会議で共有されています。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>常勤の看護師を配置しているので感染症対策については看護師が責任・役割を担っておりインフルエンザ、コロナに対する物理的ゾーニング、図示での対応を適宜行われています。しかし感染症対策のマニュアルについてはコロナ（コロナ対応の組織図あり）、インフルエンザ、ノロウイルス、嘔吐物処理手順書のマニュアルを除いて作成されていないので感染症全般のマニュアルの作成が望まれます。また感染症に対する研修は不定期開催されていますが可能であれば年間計画を策定しつつ、流行前の時期に注意喚起されてはいかがでしょうか。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>児童養護施設として安全計画の作成が2023(令和5)年度まで努力義務であり、2024(令和6)年から義務化になります。事業継続計画(BCP)作成まで至っていない状況にありますので早めの計画作成が望まれます(実務的には施設長、施設長代理、事務長を主として担当をされています)。一方、防災計画 避難計画は作成されており、月1回の避難訓練を実施しています。また、非常時のために3日分の非常食を備蓄しており、各備蓄品の管理者も明確にされています。さらに、児童福祉施設など災害時情報共有システムを使用し被災状況を報告しています。しかし、事業継続のためのマニュアルが作成されていませんでしたので作成することを望みます。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・㉑・c
<コメント>		

<p>養育支援の標準的実施方法については厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課発行の「児童養護施設運営ハンドブック」に準拠し、標準的な実施方法の基本方針としています。この「児童養護施設運営ハンドブック」は事務所に保管されており、職員であれば閲覧することができます。しかし、受審施設の現場の実情に合わせた実施方法の文書作成に至っていないので早急に文書化されることが望まれます。</p>		
41	<p>Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・ ㉔ ・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法はマニュアルでは明示されていませんが、「児童養護施設運営ハンドブック」に準拠し、その場面ごとに指導をしつつ全員で注意情報の共有や検討が必要な場合は職員会議で共有しています。見直しについても同様に、入所している子どもの観察や会話などから情報収集しながら職員会議を通じて職員の意見を集め、適宜行っていますが、標準的実施方法のマニュアルの作成や期間を定めた定期的な検証、見直しをされてはいかがでしょうか。</p>		
<p>Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	㉕ ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画票の作成にあたっては児童相談所の指針に則りながら、「インテーク」の書式を使用し子どもの情報を集約しています。また、作成例を用意して作業の標準化を図っています。なお、自立支援計画票を作成する際には、家庭支援専門相談員、心理担当職員（臨床心理士・公認心理師）、看護師、栄養士、個別対応職員が協働で作成しています。</p>		
43	<p>Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	㉖ ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画書は年度当初に作成をし、作成が出来次第、児童相談所へ提出し児童相談所資料で返却され、6・7月の連絡会で受審施設と児童相談所で協議をしたうえで作成されています。また、年度末に年1回の定期的な評価、見直しを行っています。一方、緊急に見直しを必要とする場合は、随時行います。評価、見直しの際には、管理者会議、ブロック代表者会議や職員会議（月1回）で多職種が協働して検討を重ねます。受審施設の心理担当職員（臨床心理士・公認心理師）、看護師などの専門職は入所後も必要な子どもに継続して関わっており、自立支援計画票の評価、見直しにも重要な役割を果たしています</p>		
<p>Ⅲ－２－（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ－２－（３）－① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	㉗ ・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画票などの記録は個人ごとのケースファイルで一元管理をされています。不適切対応委員会での記録方法についてのマニュアルはありますが、活動内容の</p>		

記録方法についてのマニュアルは作成されていませんでしたので、作成することが望まれます。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護については定款施行細則、個人情報保護規程があり、記録の管理責任者、記録の保管、保存、情報提供について定められており適切に管理されています。また、データの管理についてはサーバー管理され、子どものケースファイルの管理については鍵付きの棚にて保管されており、個人名が分からないように配慮されています。</p>		

内容評価基準（24項目）

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護や権利侵害の防止について、施設内での研修会や個別ケースの検討機会が毎月設けられています。人権擁護チェックリストで人権擁護、人権侵害・性的虐待防止のための自己点検が行なわれていたりしますが、子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備はなされていません。職員の権利擁護や権利侵害の防止について、意識や理解など高めるためにも整備されることが期待されます。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自分自身や他の子どもの権利など、日常生活を共にする中で職員から自然なかたちで伝えられています。年齢が異なる子どもと生活を共にすることで、年下など弱い立場の子どもへの思いやりが自然に生まれるように職員が子どもの間に入り、時には見守るなど細やかな配慮がなされています。</p>		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの置かれた状況や年齢、伝えるタイミングなどを慎重に見極め、児童相談所や保護者とも連携し、普段子どもの近くで養育にあたっている職員が子どもの様子を見ながら、子どもの出生や生き立ちなどを伝えています。子どもの成長の記録として、</p>		

施設行事でキャンプに行った時の写真などをアルバムにし、職員と一緒に振り返るなどもし、川遊びをして楽しかったことなど、成長の記録にとどめています。		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>不適切対応委員会(随時開催)を行ない、気になる子どもや事柄を把握し、必要に応じ全職員を交えて共有し検討が行われています。不適切な関わりを発見した場合には記録をし、施設長へ必ず報告することなどが明文化されています。虐待などが疑われることが起きた際は、施設内で検証し第三者の意見を聞くなど、体制の整備が図られています。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所日当日は、職員と子どもがお互い特別の思いで、温かく迎え入れが行われています。入所前後にインテーク会議を重ね、子どもの状況を共有し、子どもとの関係を築き、子どもの気持ちに寄り添えるように支援が行なわれています。家庭復帰後や施設変更後も、保護者への連絡、自宅訪問、受審施設での心理療法を継続して行なうなど、手厚い支援がなされています。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画票に子どもの将来への希望が記載され、子どものニーズに応じて奨学金や自立を支援する国や都道府県の施策の活用がなされています。退所者にアンケートを実施し、入所当時を振り返り、どんな支援があれば良かったかなど、受審施設の養育・支援に役立てるための取組がなされています。ある著名人から定期的に送られて来るお米を退所者に譲る取組を継続しており、この取組が退所者との交流機会にもつながっています。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ケース会議録や自立支援計画票、児童育成記録などに子どもについてのきめ細かい記録がなされており、職員が洞察力を働かせ、子どもの思いや気持ちに向き合おうとする姿勢が見てとれます。職員の培った経験や知見、感性を集結し状況を判断し、子どものそばに寄り添いながら行動を共にし、子どもの甘えやわがままをありのままに受け止め、養育や支援が行なわれていることが、子どもたちの安心し活気ある表情や</p>		

態度から伝わってきました。		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>生活の決まりは、子どもの意見を聞き、そのときどきの状況も見ながらある程度の秩序を守ったうえで、指導・管理的にならないように決められています。子ども一人ひとりが自主的に決められるようにし、個々の年齢や発達段階、思いなども考慮し、実生活に応じた柔軟なものとなっています。高校生ではさらに自身の意思が尊重され、柔軟な決まりになっています。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども自身が選択し、自分の興味などに合わせ余暇の時間を過ごせるよう配慮がなされています。キャンプやバーベキュー、海釣りや小旅行、コンサートや舞台芸術鑑賞など、新しい体験の機会が提供されています。テレビゲームの時間やルールなど、子どもが自分たちで決め、職員は子どもと距離をうまくとりながら見守り、過干渉や放任にならず、様々な失敗も経験できるよう職員自身の気持ちに余裕をもち、養育しています。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年齢に応じた図書や玩具、遊具、砂場(屋根付き)、グラウンド、室内運動スペースなど充実しています。習いごとに施設全体で積極的に取り組んでおり、「習いごと里親(受審施設独自の取組)」の支援を受け、ピアノやスポーツ、絵画など多彩な習いごとに取り組む、自信や自分の特性を知ることにもつなげています。地域の人や友人、学校の教員を受審施設へ招き、子どもフェスティバル(夏祭り)を行ない、その中で習いごとの発表会も実施されています。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもによっては自分専用のホワイトボードを活用し、スケジュールや生活習慣の管理が自分のできるよう工夫がされています。SNSやインターネットは年齢に応じた対応をとり、中学生はスマホの制限機能を活用しています。デジタルネイティブ世代に必要な知識が身に付けられるよう、職員も外部の研修で最新の知識を得ています。町内会の行事や清掃、祭りなどに参加する機会も設けられています。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c

<p><コメント></p> <p>子どもの日や学校の卒業祝いなどの行事食、リクエスト食やパンのバイキング、ケーキやおやつ、料理なども子どもと一緒に手作りしたりしています。好き嫌いを把握し、苦手な魚などはカレー味で子どもが食べやすくし、彩りの工夫や旬の食材、受審施設の畑で育った野菜を献立に取り入れ、食材と一緒に買い出しに行くこともあります。アレルギーのある子どもには、学校給食用に代替食をお弁当にして持たせるなどの配慮がなされています。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	<p>A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>洗濯やアイロンがけなど、興味や年齢などに応じて一緒に行ない、子ども自身でも衣類の整理や管理を行なう機会を設け、年齢が高くなるにつれて自分で衣類の管理や整理、保管の習慣が身に付くように配慮がなされています。自分の個性や好みなどに合う服を選べるよう、休日に子どもと一緒に買い物に出かけ、衣類を購入するなどの支援が行なわれています。</p>		
<p>A—2—(4) 住生活</p>		
A⑭	<p>A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもの生活する部屋は南向きで太陽の光が入り明るくなるよう工夫されています。中学生以上は個室で生活し、日常的に使うものは個人所有の物を使い、リビングや洗面、浴室、トイレなどの共有スペースはきれいに掃除が行き届き、自室や廊下に絵や図工などの作品、リビングや廊下などに植物や生花、アート作品が飾られ、廊下は子どもが不安を感じないように、明るくライトアップをされています。</p>		
<p>A—2—(5) 健康と安全</p>		
A⑮	<p>A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>看護職員や心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)が中心となり、医療や健康について施設内で学び合う機会を毎月設け、外部の研修にも参加するなど知識を深めています。小児神経科医と毎月カンファレンスを行ない、子どもの様子や対応の検討がされています。感染症発生の際は、終息後に職員から感染対策の振り返りをしてもらい、次に起こった際の対策に活かす取組がなされています。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>㉑・b・c</p>

<p><コメント></p> <p>職員が外部の性教育や性課題に関する研修会へ参加し、研修内容を職員間で共有しています。LGBTQに関する研修にも参加し、性の多様性について学習する機会も設けられています。子どもは外部の性教育プログラムに参加し命の大切さを学び、性に関する正しい知識や思いやりの心を育てる機会にしています。子どもからの疑問・質問には職員が丁寧に答え、実生活で他者の命を大切に作る気持ちが育つよう取組が行なわれています。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員が毎月学校に足を運び連携体制をとり、子どもの様子を把握することで問題に対し早めに対処でき、不適応行動を減らす良い結果が得られています。毎月職員や専門職での検討会議を行い、小児精神科医とのカンファレンスの機会も活用し、暴力や不適切な行動をとる子どもの要因や課題分析、適切な対応方法など協議がなされています。</p>		
A⑱	<p>A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設全体の環境を整え、温かい雰囲気作りを心掛け、子ども自身が大切にされていることを実感できるよう配慮がされています。いじめなどに対して適時介入し、児童相談所や学校と連携し、実態把握を行ない、報告書に細かく記録がなされています。児童相談所と協議し必要に応じて家庭支援専門相談員も協力しながら、多職種で連携し施設全体で課題解決に取り組む体制がとられています。</p>		
<p>A—2—(8) 心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>心理的ケアの設備を備えた専用の心理室にて、心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)が遊戯療法やカウンセリングを子どもたちに親しみやすい「あひるの時間」と呼称し、行っています。心理療法を行なう有資格者が複数在籍し、通院への同行、かかりつけ医との連携、児童相談所との経過の共有や協議、施設内の事例検討会が行なわれています。心理担当職員(臨床心理士・公認心理師)は、岡山県児童養護施設等協議会の心理部会に所属している。他機関の心理士と受審施設にて、毎月情報交換会を行ない、心理的ケアについての勉強会などで研鑽を図っています。</p>		
<p>A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	<p>A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員が学校とほぼ毎日のように連携を図り、学校へ出向き、一人ひとりの状況や変</p>		

<p>化など把握し、支援を要する場合に早めに対応できる体制が整えられています。学力についての課題は、学校だけでなく必要に応じて医師にも相談がなされています。家庭教師や塾に通う機会を作り、子どもの意欲や状況により個別指導の塾にも通い、大学進学や特別支援学校への通学支援も行なわれています。</p>		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画票に進学や将来になりたい職業など、子どもの希望や能力、可能性などを把握した上で記載し、保護者の意見も聞きながら進路の自己決定の支援が行なわれています。学校や児童相談所とも相談や話し合いを行いながら、奨学金の申込みや選考面接の申請はもとより、資金面や生活面での措置延長や経済的援助事業の活用、アルバイトの奨励など、進学や進路の実現に向けた情報提供や援助がなされています。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>デザイン事務所でのデザインやカメラマンの体験など、協力事業主と連携し色々な職場体験が行なわれています。携帯電話利用料の支払いや高校卒業後の生活資金を貯めるなどの目的でスーパーやコンビニ、ファミレスなどのアルバイトを通し、社会の仕組みやルール、自分の適性を知る機会なども設けられています。アルバイトを途中で辞める場合も子どもにとっての大切な機会とし、子どもが人間関係や責任を果たせるように職員が支えています。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が児童相談所や市町村、家族の相談窓口として中心的役割を担い、子どもの一時帰宅に同行するなどし、子どもや家族間の関係づくりに丁寧に関わっています。児童相談所と密接に連携し、子どもに寄り添いながら様子を注意深く観察し、必要に応じて自宅や家族宅へ訪問するなど、家族との信頼関係づくりに積極的に関わり支援していることが、個別のケース記録から見てとれます。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築のための家族関係調整や相談支援について、具体的な手順や支援方針が明確にされており、家庭支援専門相談員を中心に施設全体の多職種でチームとなって取組がなされています。児童相談所や関係機関、家族との協議や検討を何度も重ね、親子の様子や意向など確認しつつ、ケースに応じた支援がなされています。</p>		